

義援金の配分基準について(R8.1月版)

岩手県では、日本赤十字社本社、中央共同募金会から県に配分された義援金と、岩手県災害義援金募集委員会に寄せられた義援金を市町村に配分しています。

義援金の配分にあたっては、平成23年東北太平洋沖地震及び津波義援金配分委員会により、下記内容により配分基準を定めております。

義援金の配分基準

単位:万円

		交付対象と交付金額（カッコ内は交付単位）							
	実施時期	イ 死亡又は行方不明 (1人あたり) ロ 住宅全壊等 (1戸あたり)			ハ 住宅半壊等 (1戸あたり)			ニ 半壊以上の被害を受けた社会福祉施設等の入所者1人あた	
		国分	県分	計	国分	県分	計	全壊	半壊
第1次配分	平成23年4月下旬～	35	15	50	18	7	25	35	18
第2次配分	(第1～3回) 平成23年6月下旬～	69.4	32.6	102	34.7	32.6	67.3	69.4	34.7
第3次配分	(第1～第14回) 平成24年4月上旬～	19.7	11.05	30.75	9.85	11.05	20.9	12.8	6.4
	(第15回) 令和7年12月下旬～	0.06	0.08	0.14	0.03	0.08	0.11	—	—
これまでの交付額合計		124.16	58.73	182.89	62.58	50.73	113.31	117.2	59.1

<義援金の交付対象と交付金額>

1 死亡又は行方不明の家族がいるとき（表イ）

死亡又は行方不明見舞金として、交付を受ける遺族の代表者1名に交付されます。

（交付を受ける遺族）

原則として配偶者、子、父母、孫及び祖父母、生計をともにしていた兄弟姉妹です。これによりがたい場合、次に掲げる順序とします。

ア 死亡行方不明者と生計をともにしていた三親等内の親族

イ 死亡行方不明者の葬祭を行った親族

2 居住している住宅が半壊以上の被害を受けたとき（表ロ又はハ）

住家損壊等見舞金として、生活の本拠として日常的に居住している住宅が半壊以上の被害を受けたときに、その1戸につき世帯主に交付されます。

複数の世帯が居住している被災住宅の場合は、各世帯とも被災当時に同一住所で別々に住民登録されていた場合に限って、各世帯主が交付を受けられます。

3 社会福祉施設等に入所中に施設が半壊以上の被害を受けたとき（表ニ）

特別養護老人ホームや障害者支援施設等、居住する目的を併せ持つものと市町村が認める社会福祉施設等又は被災当時に法令に定める所定の届出が行われている有料老人ホームに入所されていた方は、社会福祉施設等入所者としての住家損壊等見舞金交付額となり、入所者1人につき交付されます。

※ 第1次配分金の交付を受けた方は、以降の追加配分金申請不要です。（詳しくは裏面参照）

義援金の交付申請

- 第1次配分金の交付申請を下記記載の窓口にて行ってください。
- 追加配分金は、市町村が原則として第1次配分金の交付を受けられた方に振込みます。
(第1次配分金の交付を受けた方は申請不要です。また、追加配分金のみの交付はしておりません)

交付申請の際の注意事項

交付申請の際は、振込先口座通帳の写(口座番号、名義人がわかる部分)を御準備ください。

<死亡行方不明者見舞金>

- 交付を受ける方に該当する方が複数いる場合(例:親の死亡に対する複数の子等)は、市町村の指定する様式により関係者間で捺印した同意書、家族関係をあらわす図表、戸籍(除籍)謄本が必要になることがあります。
- 葬祭を行った親族の方が申請する場合は、原則として「喪主」の方の申請が必要です。また、葬儀費用の領収書原本、葬祭御礼状等の提出が必要です。

<住家損壊等見舞金>

- 交付対象となる住宅は、被災時点で世帯主が生活の本拠として使用していたと市町村が認めた住宅です。(別荘やこれに類する形態で使用していた住宅や他人に貸与していた住宅には交付できません)
- 世帯主が亡くなった場合は、被災当時に世帯員であった方の中から新たな世帯主を市町村が認定し、当該の方に交付します。
ただし、単身世帯の世帯主が亡くなったときは、交付できません。
(義援金を交付されていた単身世帯の世帯主が追加配分金の交付時に亡くなった場合、その御遺族に対する交付はできません)
- 交付金額の全壊又は半壊の区分は災証明書の記載事項によります。(「大規模半壊」は「半壊」の金額です)
- 1戸の住宅に複数世帯が居住している場合は、代表の1世帯主への交付となります。ただし、当該の複数世帯が交付対象となる住宅で被災時に別々に住民登録されている場合に限り、各世帯主が交付を受けられます。
- 1つの建物に複数戸の住宅が存在するとして交付申請された場合は、市町村は当該事実を証明する資料(住宅図面や電気、水道、ガスが戸数分契約され使用された実績があることを証する領収書等)の提出を求めています。

義援金の交付窓口

平成23年3月11日時点でお住まいの市町村の義援金交付担当の窓口です。
(被災後に別の市区町村に転居された方は被災時点の市町村です)

本資料記載事項についての照会先

県庁復興防災部復興くらし再建課 電話019-629-6931(直通)FAX019-629-6944